

第4回さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会

日時：令和5年5月24日（水）

午後3時から

次 第

1 開 会

2 議 題

春の植え替え用花苗等の配布及び花植えの日程について

次期（令和5年9月から）の運営支援協議会委員について

3 その他

4 閉 会

(配布資料)

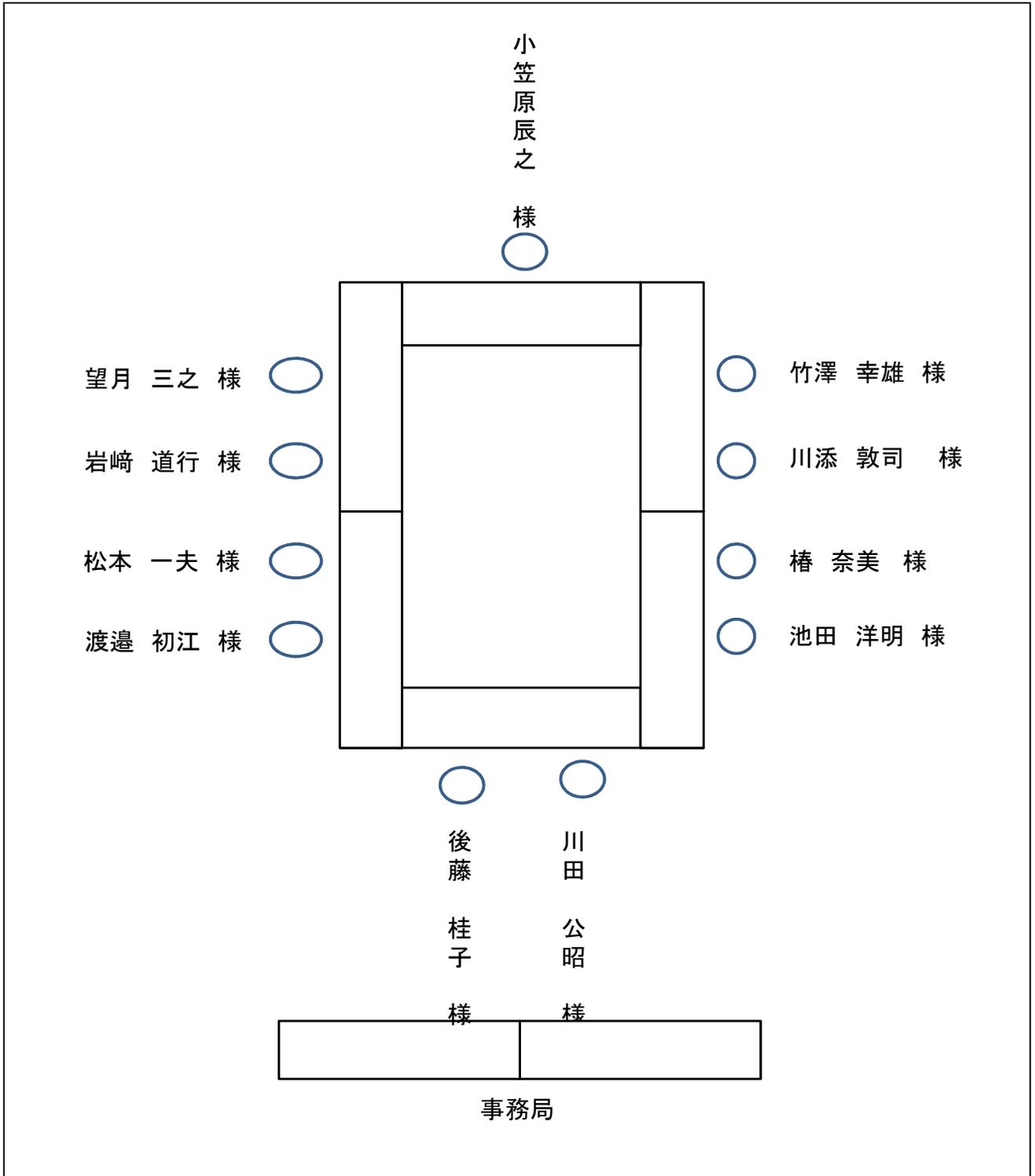
- ・ 次第
- ・ 名簿
- ・ 席次表
- ・ 運営支援協議会設置要綱
- ・ 資料1 「市民花壇春の植え替え用花苗等配布について（通知）」
- ・ 資料2 前回の募集要項（一般公募）

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会 委員名簿

(任期:令和2年9月1日から令和5年8月31日まで)

| 項番 | 氏名 | 所属 | 役職 |
|----|----------------------|----------------------|------|
| 1 | デグチ ヒロキ 出口 裕貴 | 与野本町小学校PTA会長 | 職務代理 |
| 2 | モチヅキ ミツユキ 望月 三之 | 与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会長 | |
| 3 | イワサキ ミチユキ 岩崎 道行 | 花いっぱい運動推進会中央支部長 | |
| 4 | オガサワラ タツユキ 小笠原 辰之 | 大和町自治会 | 会長 |
| 5 | マツモト カズオ 松本 一夫 | 上峰自治会 | |
| 6 | シマガキ キンヤ 嶋垣 謹哉 | 一般公募 | |
| 7 | ワタナベ ハツエ 渡邊 初江 | 一般公募 | |
| 8 | ゴトウ ケイコ 後藤 桂子 | 与野本町児童センター館長 | |
| 9 | タケザワ ユキオ 竹澤 幸雄 | さいたま市子育て支援政策課長 | |
| 10 | イシカワ マナブ 石川 学 | さいたま市幼児・放課後児童課長 | |
| 11 | ツバキ ナミ 椿 奈美 | さいたま市博物館長 | |
| 12 | モリ ユウコ 森 裕子 | さいたま市与野本町小学校長 | |
| 13 | カワタ マサアキ 川田 公昭 | さいたま市資産経営課長 | |

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会 席次表



【通番:5-16】

【団体名:与野本町小学校複合施設運営支援協議会】

【資料1】
第4回運営支援協議会
令和5年 5月24日

都みみ第307号
令和5年5月10日

さいたま市花いっぱい運動推進会
花壇活動団体 代表者 様

さいたま市みどり推進課長

市民花壇春の植え替え用花苗等の配布について(通知)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、本年度春季市民花壇の植え替えにつきまして、花苗等の配布を下記のとおり行いますので、植え替え作業を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 配布期間 令和5年5月16日(火)～6月30日(金)の期間でご検討ください。

2 納入業者

| | |
|------------------------------|--------------------|
| 【業者名】 ㈱浦和植物園 | 【連絡先】 048-873-3015 |
| 【連絡可能時間】 9時～17時 | 【定休日】 毎週月曜日 |
| ★定休日は電話対応・花苗納品のいずれもお受けできません。 | |

- ①上記業者に電話連絡の上、納品日時及び納入場所等を調整してください。
※電話の際は、本通知左上の「通番」及び「団体名」を教えてください。
- ②納入時間は「午前9時以降」でお願いします(土曜・日曜の納品も可能です)。
- ③花苗と併せて化成肥料を配布しますのでお受け取りください(指定花壇に納品)。
化成肥料は、1団体につき1袋です。

3 配布内容

| 花壇名 | サルビア | ブルーサルビア | マリーゴールド | ペコニア | ジニア |
|----------------|------|---------|---------|-------|------|
| 与野本町小学校複合施設敷地内 | | | | | 25 |
| | 日々草 | ポーチュラカ | コリウス | ペチュニア | 化成肥料 |
| | 30 | 15 | | 30 | 1袋 |
| 合計苗数 | 100 | | | | |

4 その他

- ・花苗納入時に、納入業者と苗数等を確認の上、納入伝票に確認サインをお願いします。
- ・代表者の連絡先を納入業者にお伝えしますので、変更がある場合は速やかにみどり推進課へご報告ください。

【担当】 みどり推進課総務・緑化推進係 (木村、清水)
TEL:829-1423 FAX:829-1979
メール:midori-suishin@city.saitama.lg.jp



さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会設置要綱

(令和2年4月21日 財政部長決裁)

(趣旨)

第1条 さいたま市立与野本町小学校複合施設（以下「複合施設」という。）の運営に当たり、共用部の利用及び管理に必要な事項についての意見を聴取し、複合施設の運営へ反映することを目的に、さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 地域サロンの利用に関すること。
- (2) 憩いの庭の利用、花壇の管理に関すること。
- (3) その他共用部の利用に関して必要と認められる事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人程度をもって組織し、委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 自治会、市民団体その他の関係団体の関係者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 複合施設の運営に携わる民間事業者の役員又は職員
 - (4) 市職員
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、自ら協議会の会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子育て支援課、幼児・放課後児童課又は博物館が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

前回の募集要項

【資料2】
第4回運営支援協議会
令和5年 5月24日

『さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会』公募委員募集要項

■趣旨

本市では、公共施設マネジメントの取組の一環として、市民の方々の貴重なご意見をいただきながら与野本町小学校複合施設「愛称：いーよの」を整備し、今年度から運営を開始しました。（現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部休館中です。）

与野本町小学校複合施設の運営に当たり、共用部の利用及び管理に必要な事項について意見を聴取するために「さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会」を開催しますので、委員としてご参加いただける方を募集します。

■募集人数

2人程度を募集します。

なお、協議会は、公募委員（2人程度）のほか、与野本町小学校PTA、与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会、花いっぱい運動推進会、自治会等の市民団体関係者（5人程度）、複合施設の運営に携わる民間事業者や市職員により、15人程度で構成する予定です。

■活動期間

委嘱の日から3年間で、年4回程度の開催を予定しています。（開催日程については参加者と調整しながら進めていきます。）

■活動場所

与野本町小学校の近隣（与野本町コミュニティセンター、中央区役所等）で会議（1～2時間程度）を行う予定です。

■活動内容

施設の共用部である地域サロンの利用や、憩いの庭の利用、花壇の管理などについて、ご意見をいただき、利用しやすい施設運営に反映していきたいと考えています。

また、「さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会」として花いっぱい運動推進会に加入することを予定しており、花壇の管理（花植え、草取り、水やり等）にもご協力（任意）をいただきたいと思います。

■応募資格

市内在住で、次の全てを満たす方とします。

- ・令和2年4月1日現在で20歳以上の方
- ・月～土曜日の会議（年4回程度）に出席できる方
- ・本市の職員、各行政委員会の委員、市議会議員、審議会の委員でない方
- ・複合施設の運営支援に参加意欲がある方

■応募方法

所定の応募申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX又は電子メールで、資産経営課宛に応募してください。

■募集期間

令和2年6月1日（月）から令和2年6月19日（金）までとします。

応募申込書は、令和2年6月19日（金）必着としてください。

■選考方法

申込者多数の場合は、提出書類の内容等を考慮の上、選考します。また、選考結果は、令和2年7月中旬までに応募者全員に書面にて通知します。

■その他

委員の方の氏名や運営支援協議会の模様（写真）を、市報やホームページ等に掲載する場合があります。また、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

■応募・問い合わせ先

さいたま市 財政局 財政部 資産経営課 公共施設マネジメント係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1191（直通） FAX 048-829-1986

E-mail : shisan-keiei@city.saitama.lg.jp